

## 返還者が被扶養者になった場合の（世帯）収入の考え方について（検討素案）

### I. 論点

専業主婦(夫)やニート等、被扶養となっている者の多くは収入が少ない傾向が認められ、本人の所得証明書を提出させ、その収入を確認することのみによって「返還猶予を認める」「新所得連動型での返還を認める」ことは、その他の返還者との公平性に欠ける恐れがあるため、配偶者や父母等の扶養している者の状況を把握し、返還を求める等の措置を検討すべきではないか。

### II. 現状

#### 1. 奨学金貸与の契約

奨学金貸与の契約は、契約当事者（本人）のみ拘束。よって、配偶者や父母等の扶養者が所得証明書を提出する義務はない。

#### 2. 機構が取得できる情報（扶養関係）

##### (1) 本人のマイナンバーを活用し取得できる情報

- ・本人が扶養控除の対象となっているか（被扶養者であるか）、本人が扶養している人数（取得できない情報）
- ・本人が誰に扶養されているか、本人が誰を扶養しているか

##### (2) 配偶者等の同意を得て取得できる情報

- ・配偶者や父母等の扶養者のマイナンバー、及びこれを利用して得られる扶養者の収入等

### III. 新制度における対応例

#### 1. 返還者が被扶養となった場合に家族主義を適用

○被扶養になった時点で、事情や扶養者の収入等の状況を確認

- ・事情書と扶養者のマイナンバーの提出を求め、収入等の状況を確認（扶養者のマイナンバー提出は任意）。
- ・本人と扶養者の収入の合計が一定金額以下の場合は、新所得連動型での返還を認め、返還負担を軽減する。
- ・本人と扶養者の収入の合計が一定金額を超えている場合は、定額返還型での返還を求める。
- ・事情書や扶養者のマイナンバーの提出が無い場合には、定額返還型での返還を求める。

#### 2. 検討が必要な事項

○扶養者の範囲

配偶者、父母、兄弟姉妹、その他の親族、支援者など、どこまでの範囲とするのか。

以上